

## 次期理事長選挙のご案内

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会定款ならびに関連諸規程に則り、次期理事長選挙を下記の要項で実施いたします。

### 【次期理事長選挙のスケジュール】

平成 29 年 10 月 25 日(水)：理事会において、次期理事長推薦候補者 1 名を承認

平成 30 年 1 月 10 日(水)：選挙人(理事および評議員)に投票用紙を送付

平成 30 年 1 月 22 日(月)：投票締切。後日、選挙管理委員会で開票

平成 30 年 6 月 13 日(水)：理事会にて協議・承認

平成 30 年 6 月 14 日(木)：評議員会・総会にて協議・承認

平成 30 年 11 月 1 日(木)：次期執行部(常任理事・監事)承認

平成 31 年 4 月 1 日(月)：新執行部発足

平成 29 年 12 月吉日

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 選挙管理委員会委員長  
高橋 慶 壮

### 【参考】理事長選出に関する細則(抜粋)

(理事長の選出)

第 2 条 理事長の選出は、次に定めるところによる。

- (1)理事の自薦他薦に基づき、常任理事会は協議のうえ候補者若干名を選出し、選出過程の説明書を添え、理事会に候補者名を届ける。
- (2)選出された候補者は、自らの学会運営に関する所信を所定の用紙に記載し理事会に提出する。
- (3)理事会は、常任理事会で選出された候補者から投票により 1 名を選出する。
- (4)理事会で選出された候補者を投票用紙に明示するとともに、他の候補者を記名できるように空欄を設けた上で、評議員全員によって選挙を行う。
- (5)前号の投票の結果、有効投票数の過半数を得た者が理事長候補者となる。
- (6)投票結果を総会に諮り承認を得る。
- (7)理事長候補者は、総会承認の後、規程第 5 条第 2 項に基づき理事長に就任する。
- (8)被選挙権の資格者は、選挙実施の前年度内に理事に就任した者とする。

2. 前項第 3 号ならびに第 4 号に定める選挙は、別に設置される選挙管理委員会の管理のもとに実施される。